○旅館業構造設備基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 類別 | 旅館・ホテル営業 | 簡易宿所営業 | 下宿営業 |
| 客　　室 | ♢　１客室の床面積は，７㎡（寝台を置く客室にあっては，９㎡）以上であること。　（施行令１条１項１号）□　外気に面して窓を設けること。（条例６条３号）□　客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き，客室を地階に設けてはならない。また，窓のない客室は設けないこと。　　　　（衛生等管理要領） | ♢　客室の延床面積は33㎡（許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には，3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。　　　　　　　　（施行令１条２項１号）※　営業者が，農林漁業体験民宿（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する営業）を営む場合は，この基準を適用しない。□　外気に面して窓を設けること。（条例６条３号）□　客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き，客室を地階に設けてはならない。また，窓のない客室は設けないこと。（衛生等管理要領）[階層式寝台の要件]□　階層式寝台を有する場合には，上段と下段の間隔は，おおむね１ｍ以上であること。　（施行令１条２項２号） | □　外気に面して窓　　　を設けること。　（条例６条３号）□　客室は，収容定員に応じ十分な広さを有すること。（衛生等管理要領）□　客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き，客室を地階に設けてはならない。また，窓のない客室は設けないこと。（衛生等管理要領） |
| 玄関帳場 | ♢　宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準※に適合するものを有すること。（施行令１条１項２号）※「玄関帳場に代替する設備」の基準であり，次のいずれにも該当する場合，玄関帳場の設置を要しない。 | 　　[適用なし]　　適当な規模の玄関，玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。　　ただし，次の各号のいずれにも該当するときは，これらの設備を設けることは要しないこと。①　玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。②　事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については，宿泊者の緊急を要する状況に対し，その求めに応じて，通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。（衛生等管理要領） | 　[適用なし]旅館・ホテル営業に準じて設けることが望ましいこと。（衛生等管理要領） |
| 洗面設備 | □　宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。　（施行令１条１項５号） | □　宿泊者の需要を満たすことができ　る適当な規模の洗面設備を有すること。（施行令１条１項５号） | □　宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。（施行令１条１項５号） |
| 入浴設備 | △　当該施設に近接して公衆浴場がある等，入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き，宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。　（施行令１条１項４号） | △　当該施設に近接して公衆浴場がある等，入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き，宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。（施行令１条２項４号） | □　当該施設に近接して公衆浴場がある等，入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き，宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。（施行令１条３項２号） |
| [共同の入浴設備の構造基準]（条例２条１項２号）□　脱衣室が付設されていること。□　浴室の内部が，外部から見通せないように設備されていること。 |
| [共同の入浴設備の措置基準]（条例６条５号，衛生等管理要領）□　ろ過器を設置する場合，十分なろ過能力を有し，洗浄又はろ材の交換ができるものであること。（条例第６条５号イ）□　ろ過器の前に集毛器を置くこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第６条５号イ）□　気泡発生装置，ジェット噴射装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第６条５号ロ）□　内湯と露天風呂の間は，配管等を通じて，露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第６条５号ハ）□　浴槽における原水又は原湯の注入口は，循環配管に接続せず，浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）□　循環ろ過湯水の補給口は底部に近い部分とし，誤飲又はエアロゾルの発生が防止できること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）　　注　ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は，誤飲を防ぐための措置を講ずること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例６条５号ソ）□　打たせ湯及びシャワーは，循環している浴槽水を用いる構造でないこと。（衛生等管理要領）　　注１　気泡発生装置等を設置している場合は，連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第６条５号ヨ）注２　打たせ湯には，循環している湯水を使用しないように努めること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （条例第６条５号タ）注３　シャワーには，循環している湯水を使用しないこと。　　　　　　　（条例第６条５号レ）□　オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし，内部清掃が容　易な位置・構造であって，回収槽内の湯水を消毒できる設備を備えている場合は，この限りでない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領）　　注　オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし，これにより難い場合にあっては，回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに，回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（条例第６条５号カ）□　原湯を貯留する貯湯槽の温度を，湯の補給口，底部等に至るまで60℃に保ち，かつ，最大使　用事においても55℃に保つ能力を有する加温設備を設置すること。これにより難い場合は，貯　湯槽水の消毒設備が備えられていること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（衛生等管理要領） |
| 寝具収納 | □　寝具の収納設備が適当な場所に設けてあること。　（条例２条１項１号）　　和室には，各客室ごとに寝具の規格及び定員数に応じた押入れを設けること。（布団がダブルの規格のものは幅　1.35ｍ以上・奥行0.9ｍ以上の押入とする。）　　洋室には各客室ごとに設ける必要はないが，和室に準じて寝具を収納でき，かつ各客室へ容易に持ち運びがで　きる場所にリネン室を設けること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（許可等事務処理要領） |
| 便所 | □　適当な数の便所を有すること。（施行令１条１項６項） | □　適当な数の便所を有すること。（施行令１条２項６号） | □　適当な数の便所を有すること。（施行令１条３項４号） |
| □　換気，採光，照明，防臭，昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。（条例６条６号） |
| 換気採光照明等 | □　適当な換気，採光，照明，防湿及び排水の設備を有すること。（施行令１条１項３号） | □　適当な換気，採光，照明，防湿及び排水の設備を有すること。（施行令１条２項３号） | □　適当な換気，採光，照明，防湿及び排水の設備を有すること。（施行令１条３項１号） |
| □　床下には，適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。　（条例６条１号）□　客室，廊下，階段等には，十分な換気，採光及び照明の装置を施すこと。　（条例６条２号） |
| 調理場 | □　換気，採光及び照明が十分であるとともに，防じん及びねずみ，昆虫等の防除の設備を施すこと。（条例６条４号） |
| 遮蔽 | □　法第３条第３項各号の施設（学校等）の敷地の周囲おおむね100ｍの区域内にある場合には，当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。（施行令１条１項７号） | 　[適用なし]　（旅館・ホテル営業に準じて設けることが望ましいこと。） |
| 設置場所 | □　施設の設置場所が，[学校，青少年教育施設，児童福祉施設，図書館，公民館等]の敷地（用途決定した土地を含む。）の周囲おおむね100ｍの区域内においてその設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。　（法３条３項） |
| 外観等 | 　[適用なし]　外壁，屋根，広告物，外観等は，立　地場所における周囲の善良の風俗を　害することがないよう意匠が著しく奇異でなく，かつ，周囲の環境に調和する構造設備であること。（許可等事務処理要領・衛生等管理要領） | 　[適用なし]　（旅館・ホテル営業に準じて設けることが望ましいこと。） |
| 給水設備 | □　飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。　　　　　　（衛生等管理要領）□　水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては，殺菌装置及び浄水装置を備付けること。　（衛生等管理要領） | 　[適用なし]　（旅館・ホテル営業に準じて設けることが望ましいこと。） |
| 特例 | [特例の対象となる施設（施行規則第５条第１項各号）]①　ｷｬﾝﾌﾟ場，ｽｷｰ場，海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設　（衛生等管理要領では，プレハブ等営業の都度容易に建築・解体できるもので衛生上支障がないよう容易に管理ができる構造設備の施設。）以上の施設については，○　「♢」マークの基準は，適用しない。（施行規則第５条２項）○　「△」マークの基準については，季節的・地理的状況等によってこの基準による必要がない（又はこの基準によることができない）場合であって，かつ，公衆衛生の維持に支障がないときは，適用しないことができる。（施行規則第５条３項）○　条例第２条の構造設備基準については，季節的・地理的状況等により当　該基準により難い場合で，公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合，同条の基準によらないことができる。　（条例第３条） | [適用なし] |
| その他 | ○　風俗関連営業又はそのおそれがあるとみなされる施設については，玄関帳場，管理棟，寝具収納設備，客室の構造設備等について遵守事項が示されているので事前に相談・確認を行ってください。　（許可等事務処理要領）（遵守事項の例）　玄関帳場の面積は3.3㎡以上で，宿泊者のその他利用者が必ず通る場所に設けること。やむをえず受付窓口を設ける場合，窓口の大きさは0.6㎡以上とし，外側には宿泊事務（宿泊者名簿の記載，料金の受渡し及びかぎの授受）のための適当な広さのカウンターを設けること。 | 　[適用なし] |
| [宿泊者名簿（法第６条，施行規則第10条，衛生等管理要領）]○　宿泊者名簿を備える場所：　旅館業の施設，営業者の事務所 |